

[研究ノート]

スターリング・ブロックの構造と 解体に関する覚え書

三瓶 弘喜

A Note on the Structure and Dismantling of the Sterling Bloc
Hiroki SAMPEI

要旨 (Summary)

The Second World War brought to an end the global economy based on British financial power, and led to a new economic order defined by the United States. This article is an attempt to draw a sketch of this process, focusing on the dismantling of the Sterling Bloc as the last bastion of British hegemony. For discussion, the following subjects are taken up here. The first is the Dollar Pooling and Sterling Balance System as a double-edged sword for British financial power. The second is the International Clearing Union plan designed to regulate American economic power and unilateralism. The third is Keynes's proposal for "Overseas Financial Policy in Stage III" which guided the British Government's approach to the Anglo-American financial negotiations in 1945.

キーワード スターリング・ブロック、ドル・プール制、スターリング残高、
ケインズ、国際清算同盟、「マイナスの金利」、債権国責任論

I はじめに

筆者はこれまで、アメリカを中心とする世界経済秩序の形成過程について研究を進めてきた。その形成過程はまた、イギリスを中心とする世界経済秩序 = 「パックス・ブリタニカ」の終焉過程でもあった。「多角的貿易・決済構造」、「ソウル・モデル」、あるいは「ボンド体制」等の名称で表現されてきた⁽¹⁾、こうしたイギリスの国際金融力を基軸とした世界経済システム = グローバル・エコノミーは、第二次世界大戦を最終段階として、解体・終焉をむかえることになる。本稿は、アメリカ的世界経済秩序の形成過程を理解す

る一つの準備作業として、この「パックス・ブリタニカ」の最終形態ともいえるスターリング・ブロックの構造とその解体過程に関し、内外の研究を整理しながら、一つの見取り図を描こうとするものである。その際ここでは、三つの柱をたてて考察を進めていきたい。

第一に、1930年代ではなく、むしろ第二次世界大戦期をイギリス・ブロック経済の完成形態としてとらえ、その要としてドル・プール制とスターリング残高システムに着目し、当該制度を中心としたスターリング・ブロックの構造を明らかにしていくこと。第二に、イギリスの戦後経済ビジョンの重要な一形態として、ケインズの国際清算同盟構想を取り上げ、ケインズがイギリスの国益にたって、どのような形でアメリカの経済的ヘゲモニーに対応しようとしたのかを明らかにすること。そして第三に、清算同盟案挫折から1945年英米金融協定に至るまでの、イギリス政府内の政策的対立に着目し、最終的にイギリス政府自身が、スターリング・ブロックをどのように戦後秩序の中に位置づけようとしたのかを解明していくこと、以上の三つである。

繰り返すが、本稿は、スターリング・ブロックの非常に限られた問題のみを概観的に扱うたいへん大まかなスケッチである。ただしこうしたスケッチを通じて、アメリカが自らの目指す自由主義的グローバル・エコノミーの中にスターリング・ブロックを吸収する際に、いかなるイギリスの経済構造と戦後ビジョンを前提にしなければならなかつたのかが、明らかとなるように思われる所以である。

II ドル・プール制とスターリング残高システム

一般的にスターリング・ブロックと呼ばれるものは、その制度的構造的特徴からみて、時期的段階的に大きく二つに分けられるであろう。第一期は、1931年のイギリス金本位制離脱から1939年の第二次世界大戦勃発に至るまでの時期であり、当該期のスターリング・ブロックは、後の段階と比べると極めて緩やかな通商・通貨圏としての性格をもっていた。そして第二期が、1939年8月の「国防（金融）規則」*Defence (Finance) Regulations* 以降の時期に新たに編成されたスターリング・ブロックであり、当該期には「ドル・プール制」*Dollar Pooling System* に代表される厳格な為替管理が導入され、その

結果スターリング・ブロックは、極めて強固なブロック経済としての形態を帯びることになる。

最初に第一期について概観してみるならば、まず第一次大戦前の国際通貨システムは、R・ハロッドが「全世界がスターリング地域」であったと述べたように⁽²⁾、国際金本位制という制度的枠組みをもちながらも、実際にはポンドを基軸通貨とする国際通貨システムであったと言えるだろう。大戦後にイギリスのイニシアティブの下で、このようなポンド中心の国際通貨体制の再建が試みられるが（=国際金為替本位制）⁽³⁾、こうした統一的通貨システムは、1931年のイギリスによる金本位制離脱と平価切下げによって、最終的には解体をむかえることになる。この時各国は、自国通貨とポンドとの関係について、何らかの選択を迫られることになるが、その際ポンドとの安定化を選択し、自国通貨をポンドにリンクさせた国々が、いわゆる「スターリング・ブロック」と呼ばれる地域である⁽⁴⁾。これらの地域は、英連邦および英帝国諸国（ただしカナダ、ニューファンドランドを除く）だけではなく、貿易・金融の面でイギリスより強い経済関係をもっていた国々、すなわち、北欧諸国（ノルウェー、スエーデン、デンマーク、フィンランド）、バルト三国、ポルトガル、ギリシア、ユーゴスラビア、南米諸国（アルゼンチン、ボリビア、ウルグアイ）、中東諸国（エジプト、イラク、イラン、トルコ）、そして日本等を含んでいた⁽⁵⁾。

これら諸国は、ポンドを自国通貨の基準に採用したり、あるいは採用を廃止したりするのに、イギリスの許可を必要とはしなかった。またこうした国々の間においては、集団的機構も存在しなかった。そしてさらに各國は、自国の保有するポンドを自由に金やドルと交換することが可能であった。こうした点をふまえ、1951年にアメリカ経済協力局が発表したレポートは、1930年代のスターリング・ブロックが、参加の自主性とポンドの交換性に支えられた開かれた通貨圏であったことを強調している。そして後の段階との比較から、当該期のスターリング圏に対して「スターリング・ブロック」という名称を用いることは、閉鎖性という誤ったイメージを抱かせるものであったと指摘する⁽⁶⁾。

スターリング・ブロックの性格をより立体的にとらえるためには、こうし

た通貨圏としての性格だけではなく、さらに通商圏としての側面をも考察する必要があるだろう。この点に関して、まず1932年7月のオタワ会議においてイギリスは、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランド、南ア連邦、インド、ニューファンドランド、南ローデシア等の帝国・連邦諸国と協定を結び、帝国特恵関税制度を作り上げた。また帝国外部に関しても、二国間通商協定政策を展開し、特恵関税システムの外延を拡大していった。とりわけ1933年には、アルゼンチン（ロカ・ランシマン協定）や北欧諸国（デンマーク、ノルウェー、スウェーデン）との間に、こうした協定が締結されている⁽⁷⁾。

これら特恵協定の性格を理解する上で、山本栄治氏の見解はたいへん興味深い⁽⁸⁾。山本氏によれば、イギリスが当該協定によって相手国に求めた譲歩は以下の三点にあった。すなわち、①イギリスの輸出品に対して優遇措置を与えること、②自国通貨をポンドに釘付け、対外準備をポンドでロンドンに保有すること（＝スターリング圏への参加）、③ポンド建て債務の返済を継続すること（＝債務返済保証）である。その際最も重要な点は、こうした譲歩の見返りとしてイギリスが、協定相手国（＝対英債務国であり一次產品輸出国でもある）に対し、より一層大きなイギリス市場へのアクセス権（＝対英貿易黒字）と、債務返済のための融資を付与し続けたことである⁽⁹⁾。この意義を理解するために当該期のアメリカと比較してみると、この時期アメリカは、1930年に史上空前の高率保護関税たるスムート・ホーリー関税法を制定し、むしろ国内市場の閉鎖化へと向っている。その後アメリカは、互恵通商政策（1934年開始）の下で、貿易自由化・多角化の方向へと大きく政策を転換していくが、それでも国内市場の開放は、保護主義勢力の圧力の下で漸次的なものにとどまっていた⁽¹⁰⁾。また金融面に関しても、1930年代を通じてアメリカの対外融資は停止状態にあり、むしろジョンソン法の制定（1934年）に示されるように、一方的な債務回収が議会によって強力に主張されたのであった⁽¹¹⁾。

すなわちイギリスは、アメリカとは対照的に、世界経済の長期的不況局面において、特恵協定締結国に対し国内市場開放と資本供給を保証し続けたと言える。この点に着目しながら山本氏は、C・P・キンドルバーガーが提示

した「国際的な最後の貸し手機能」、すなわち①緊急時における国際流動性の供給、②景気調整的な海外投資の維持、③外国への商品市場の開放という三つの機能を、イギリスがスターリング・ブロック参加国に対して果たし続けたことを強調する。言い換えれば、特恵通商協定が締結されたスターリング地域内においては、安定的なポンド資金循環が維持されていたのであり、そしてこのことこそが、縮小再生産の軌道を進む世界経済において、ドル圏やマルク圏以上に、スターリング・ブロックが相対的に良好なパフォーマンスを示した原因であると主張されたのである⁽¹²⁾。

以上のような議論をふまえるならば、第一期のスターリング・ブロックとは、ポンドの交換性によって外部に開かれた通貨圏としての性格を保持しつつ、同時にその中心部分においては、特恵協定によって支えられた、安定的な域内資金循環システムをもつ緩やかな統合的経済圏であったと考えられるのである。またこのことと関連して以下のことを付け加えておきたい。すなわち、1930年代半ば以降アメリカは、上述した互恵通商政策を基礎に、自由主義的な世界市場の再統合へと着手していくのだが、その際アメリカは、自由な市場経済メカニズムの最大の障害として、保護関税よりもむしろ、為替管理に基づく直接的な貿易統制システムを最重視したのであった。このことは、特恵関税制度を中心とする当該期のスターリング・ブロックが、ドイツの為替管理・統制経済を基礎とする求償・清算協定のネットワークよりも、より開かれた緩やかな経済ブロックとして認識されていたことを意味していた⁽¹³⁾。もちろんこうしたアメリカの認識は、ドル・プール制等の出現によって大きく変化していくことになるのだが、それでは1930年代の緩やかな経済圏としてのスターリング・ブロックは、その後第二次大戦期（＝第二期）において、どのように厳格な経済ブロックへと変化していったのであろうか。この点を次に検討してみたい。

まず法制的には、1939年8月の「国防（金融）規則」および同年9月の改正によって、イギリスは、帝国・連邦諸国とその他地域間における一切の経常・資本取引に対して、厳重な統制を発動した。その結果ここに、厳格な為替管理を伴うイギリス統制経済圏が誕生することになる。1940年7月の為替管理令において、これら諸国に対し公式に「スターリング地域」Sterling

Area という名称が使用されることになるが、その際「スターリング地域」に含まれた国々は、イギリス帝国および連邦諸国（ただしカナダ、ニューファンドランドを除く）と、エジプト、スーダン、イラク、パレスチナ等の中東諸国であった⁽¹⁴⁾。この「スターリング地域」の経済的結合の中核となった制度が、ドル・ブール制とスターリング残高システムである。ドル・ブール制とは、イギリスとスターリング地域諸国との紳士協定によって成立した、域内全体を統括する為替管理システムであるが、それは以下のような特徴をもつていた。

第一にこの制度は、スターリング地域加盟国が輸出によって稼いだ金および外貨（ドル）収入を、ロンドンの共同基金（ドル・ブール）によって一元的に中央管理する、超国家的な為替管理制度を構築するものであった。すなわちメンバー諸国は、まずそれぞれに為替管理制度を導入し、自国民の保有する金・ドル及びその他硬貨を自国の中央当局に強制売却させ、それらを一元管理するシステムを構築しなければならない。次に各国は、こうして集めた金・ドル資産を、今度はイギリスが管理するロンドンの為替平衡勘定 Exchange Equalisation Account（イングランド銀行が運営）に売却することになっていた⁽¹⁵⁾。このようにドル・ブール制の下でイギリスは、スターリング地域全体の金・ドル資産を一元的に保有することになったのである。

ドル・ブール制の第二の特徴は、こうしたドル収入管理の下で、ポンドの自由な交換性が停止されたことである。すなわち各国は、ブールへの金・ドル拠出と引換えに、イングランド銀行内にポンド預金 = スターリング残高 Sterling Balances を手にすることになったが、しかし各国は、このスターリング残高を域外からの購入に対し直接使用することは認めらず（後述の「特別勘定」地域を除く）、またスターリング残高と引換えに、ブールから金やドルを自由に引出すことも著しく制限されたのである⁽¹⁶⁾。すなわちスターリング諸国の保有するポンドは、基本的に、金やドルとの交換性を失い、専らブロック内メンバーからの購入にのみ自由に使用しうる、域内通貨としての性格を帯びることになったのであった。

ドル・ブール制の第三の特徴は、スターリング諸国による金・ドル支出を出来る限り制限する必要から、域外からの輸入、とりわけドル地域からの輸

入に対して厳格な輸入制限が課されたことである。その際プール運営当局であるイギリスが、金・ドル準備の状況をふまえながら、メンバー各国に対し輸入統制の規模や範囲について、勧告や協力要請を行った。実際には、スターリング地域全体の輸入を一括管理・制限するため、船舶の共同管理や原料輸入の割当制などが導入されている⁽¹⁷⁾。

このようにドル・プール制とは、スターリング地域全体を一つの有機的為替管理圏にまとめ上げるものであり、そしてそれは何よりも、イギリスが、戦争遂行に必要な資金（金・ドル）をスターリング地域から独占的かつ強制的に調達する巧妙な機構であった。その際、ドル・プールの最大の稼ぎ手となったのが属領や植民地である。例えば、マレーのゴムやスズ、インドのジュートや茶、東アフリカのシザル麻、西アフリカのココア、そしてオーストラリアの羊毛等のドル地域向け輸出が、重要なドル獲得源となっていた。また、アメリカ軍によるスターリング地域でのドル支出も、かなりの比重を占めていた⁽¹⁸⁾。おそらく1941年の武器貸与以前にこうしたドル・プール制がなかったとしたら、イギリスは国家破産という深刻な危機に直面していたであろう。

ただしその一方で認識すべきことは、ドル・プール制が、同時にアメリカとの軋轢を生み出す要因になったことである。すなわちポンドの交換性が停止され、厳格な対ドル地域輸入制限が導入されたことは、ブロック内メンバーが、自国の保有するスターリング残高を用いて、アメリカから自由に輸入を行うことを著しく妨げることになった。ここにおいてアメリカは、対米輸入貿易を差別し、スターリング地域内貿易を排他的に促進させるものとして、ドル・プール制を認識することになる。

スターリング・ブロックを統制経済圏として理解するためには、さらにイギリスが、戦争遂行に必要な財貨やサービスを、スターリング諸国内から一種の「掛け」で購入していたことを理解する必要がある。戦時においてイギリスは、その生産システムを民需から軍需に転換し、輸出を戦前の30%以下にまで激減させたのだが、その結果イギリスは、対外支払い手段の欠乏にさいなまれることになる。こうした問題を解決するために導入された「金融的からくり」が、「スターリング残高システム」とでも名付けられうる対外決済システムであった。それは、ブロック内のメンバーがイギリスへ輸出を行っ

た際に、その支払いが、当該国のもつイングランド銀行内の対英貸越し残高 (=スターリング残高の加算) によって行われるというものであった。言い換えればそれは、支払いの先延ばしによる物資調達システムであった⁽¹⁹⁾。

このシステムはさらに、双務協定によって域外諸国にまで拡大されていく。具体的には、双務協定締結国との間に「特別勘定」が設定され、相手国による対英クレジット（貸越し残高の蓄積）によって、イギリスの商品購入が行われたのである。これら「特別勘定」地域には、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグアイ、カナダ、ベルギー通貨地域、ギリシア、ポルトガル通貨地域、スウェーデン、スペイン通貨地域等の多くの国々が含まれていた。「特別勘定」において各国が保有するボンドもまた、スターリング地域からの商品購入にのみ使用可能であった⁽²⁰⁾。

ここで、戦時中に各国が蓄積した、このようなスターリング残高の大きさを確認してみよう。表1は、こうしたイギリスの対外負債の規模と地域別内訳を示すものである。まずスターリング債務全体の規模をみてみると、1939年8月末には4億7,600万ポンドであった残高が、1942年末には、15億1,500万ポンドと3倍以上に増大していることがわかる。また終戦直前の1945年6

表1 イギリスの地域別対外負債と金・ドル純資産（1938—45年）

(100万ポンド)

	1938年 8月末	1939年 8月末	1939年 12月末	1940年 12月末	1941年 12月末	1942年 12月末	1943年 12月末	1944年 12月末	1945年 6月末
スターリング地域									
自治領					139	189	236	342	384
インド、ビルマ、中東					399	695	1,141	1,537	1,732
その他					318	388	473	555	607
合計					856	1,272	1,850	2,434	2,723
南北アメリカ					240	256	278	280	303
ヨーロッパ(保護領を含む)					180	242	281	299	267
その他					23	48	56	60	62
負債総額	780	476	556	735	1,299	1,818	2,465	3,073	3,355
うち海外融資				2	107	303	307	300	303
純対外流動負債	760	476	556	733	1,192	1,515	2,158	2,773	3,052
金・ドル純資産	864※	605※	548※	74	97	172	322	421	453

(※収録された民間資産を含む)

典拠)L. S. Pressnell, *External Economic Policy since the War*, London, 1986, Appendix 21 より作成

月末までには、さらに倍増して、30億5,200万ポンドという巨大な額に膨張していた。他方こうしたイギリスの負債に対して、実際にイギリスが保有した金・ドル資産は、ドル・ペール制にもかかわらず極めてわずかであった。すなわち、大戦勃発時に1対1であった金・ドル資産に対する負債比は、1942年末には1対9へと拡大し、そして1945年においても、1対7というアンバランスな状況にあったのである。終戦時においてイギリスは、その金融資産の実に7倍もの負債を抱えていたことになる。

次にその地域別内訳をみてみると、こうした負債全体のうち、スターリング地域が占める割合が、1942年から終戦時にかけて常に80～90%に達していくことがわかる。すなわちイギリスの対外債務のほとんどが、「特別勘定」等の設置にもかかわらず、スターリング地域に対する債務であった。

さらに当該債務においては、インド、ビルマ、中東地域がたいへん大きな比率を占めていた。1942年時点ではスターリング地域全体の残高の半分以上が、そして終戦時に至っては全体の2/3が、これら地域のものである。国別では、インドが圧倒的であった。R・S・セイアーズの分析によれば、1942年末におけるインドのスターリング残高は、4億4,100万ポンドであり、これはスターリング地域全体の1/3の額に相当した。また終戦時においても、インドの保有残高は11億3,800万ポンドに達し、これは全体の40%を占めていた⁽²¹⁾。第一次大戦以前インドは、「ポンド体制」＝「多角的貿易・決済システム」を全機構的に支える要であったが、第二次大戦時においては、今度はイギリスの戦争遂行を支える、決定的に重要な資金・物資の供給源であったと言えよう。インドに次ぐ残高保有国は、エジプト（英・エジプト領スーサンを含む）である。その規模は、インドの30～50%に匹敵した。エジプトをはじめ、パレスチナ、トランシヨルダン、イラク、イランなどの中東地域は、英軍の重大な戦略地域であり、当該地域においては、イギリス軍のための物資補給、軍事施設の建設、ならびに道路、鉄道、港湾、飛行場等の建設に対する支払いが、こうしたスターリング残高の蓄積によってまかなわれたのである⁽²²⁾。

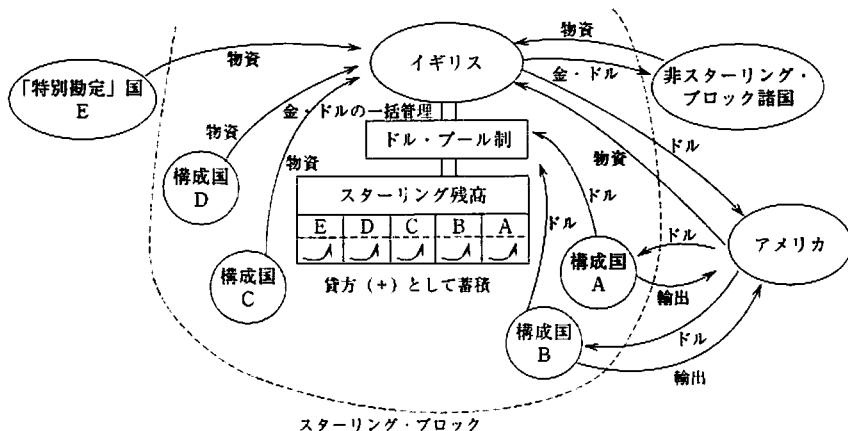
以上のことまとめると、スターリング残高の圧倒的部分は、英連邦・自治領諸国によってではなく、むしろインドやエジプト等の属領・旧保護国

によって保有されていたことがわかる。そしてこうした属領・旧保護国の「貢献」によって、イギリスの世界大戦は可能となつたのであった。

ただしドル・プール制やスターリング残高システムによる戦争物資・資金調達システムは（図1を参照）、イギリスにとって諸刃の剣であった。なぜならば、戦争という非常事態の中でこそ、こうしたシステムは可能であったが、平時においても引き継ぎ維持されうるかどうかは、極めて不確定であったからである。とくに戦争終了後にスターリング残高保有国が、こうしたシステムの解除を求め、さらにドルや金での残高清算を要求するようながあれば、イギリスは間違いなく国家破産に陥ってしまうであろう。そしてまた、このような統制経済圏の維持は、アメリカの戦後ビジョンにとって、容認されうるものではなかつたのである。

すでに述べたように、ドル・プール制やスターリング残高システムの下で各国が保有したポンド資産は、交換性停止によって、専ら域内での経常・資本取引にのみ自由に使用された。アメリカにとってこのことは、ドル地域からの輸入を差別し、世界貿易全体の多角的自由化を妨げる最大の障害とみなされたのである。従ってイギリスが、武器貸与に加えて、さらなる援助をアメリカに求めざるをえない状況に直面した場合には、その条件として、ア

図1 スターリング地域の制度的メカニズム



メリカがドル・プール制の廃止やポンドの交換性回復を要求してくることは必至であった。このようにイギリスにとって、戦時統制経済下で蓄積された巨額のスターリング残高を、今後どのように処理していくのかが、戦後ビジョンを描く上で最大の問題であったと言える。そしてこの難問に一つの解答を与えるとしたのが、ケインズの国際清算同盟案であった。それでは次に、清算同盟構想とはいかなる内容をもつものであったのか、その特質を検討してみたい。

III ケインズの国際清算同盟構想

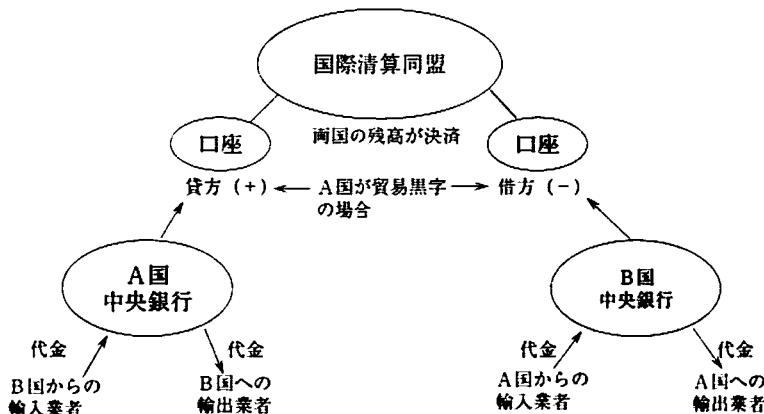
イギリスの戦後構想の重要な立案者の一人であったのが、ジョン・メイナード・ケインズである。ケインズは、1941年から1946年の死去に至るまで、戦時・戦後経済問題担当の大蔵省首席顧問として、国内外の経済政策に重要な影響を及ぼしていた。彼の国際清算同盟構想は、すでに1941年9月に完成されたものであるが、公には、1943年4月のイギリス政府白書において発表されることになる。基本的にこの構想は、戦後の安定した国際通貨システムの構築を目指したものであったが、しかし同時に、アメリカの多角的自由貿易体制の要求をある程度満たしながら、その一方でイギリスの国際経済上の立場をしっかりと確保する、新たな国際経済秩序の制度的枠組みを作り上げようとする試みでもあった⁽²³⁾。

まず制度的にみてみるとこの構想は、①加盟国通貨の固定相場制、そして②中央銀行間による多角的決済という2つの柱に支えられた、国際決済機構=国際清算同盟 International Clearing Union の設立を提唱するものであった。この中央組織の下で加盟国は、共通の通貨単位バンコール Bancor に換算して、自国通貨の平価を設定しなければならない。バンコールとは、中央銀行間の公的決済にのみ使用される名目通貨である。このバンコール建て固定相場制をもとに加盟国の国際取引は、独自の決済メカニズムによって処理されることになる。その概略を図式化したのが図2であるが、その特徴をまとめれば以下のようになるだろう。まずここでは、民間銀行が為替市場を通じて、自由な国際取引の決済を行うことが禁止されている。すなわちすべての国際的支払いは、各国中央銀行を経由して実施されなければならない。そして加

盟国の中央銀行は、国際清算同盟内に口座を開設し、最終的な国際決済は、この各国中央銀行間の口座振替えを通じて実施されることになる。すなわち清算同盟案の第一の特徴は、民間銀行が為替市場を通じて自由に外貨取引を行うシステムを排除し、代わって、各国中央銀行による為替管理を前提とした、中央銀行間の多角的決済システムを構築しようとしたことにある。こうした構想の背景には、1930年代の「ホット・マネー」による世界経済の混乱という経験が存在していた。「ホット・マネー」とは、当時世界中を駆け巡った投機のあるいは逃避的短期資金のことであるが、ケインズは、自由な国際資本移動の公的管理によって、とりわけ債務国から債権国に流出する均衡破壊的な「ホット・マネー」(=「マネー・ゲーム」)を抑制しようとしていたのであった⁽²⁴⁾。「放縱な資金は、世界中の一切の堅実な企業を解体するであろう。資本移動は規制しなければならない」⁽²⁵⁾。言い換えるならば、ケインズの構想する国際通貨・決済システムは、通貨の「公的な交換性」の回復を求めるものであり、通貨の「市場交換性」を求めるものではなかったのである⁽²⁶⁾。

国際清算同盟の第二の特徴は、国際収支赤字国・債務国に対して、寛大な資金供給システムを保証しようとしたことにある。すなわち、上述した決済

図2 国際清算同盟による決済システム



システムの下では、国際収支黒字国は、清算同盟内にバンコール建ての預金を蓄積することになるが、ここでは、こうしたバンコール残高が、国際収支赤字国への無利子融資として、自動的に利用されることが定められている。具体的には、加盟国はそれぞれの経済規模に応じて、清算同盟から借入れ枠（引出し権）というものが認められており、債務国はこの枠内で、輸入代金支払いや債務返済のため、口座借越し＝借入れを行うことができた。清算同盟全体で認められた引出し権総額は約260億ドルであり、言い換れば当該組織は、最大260億ドルの資金を無利子で提供する国際融資機関であったと言えるだろう。この規模がいかに大きなものであったかは、アメリカの国際通貨基金構想と比較すれば明らかである。後者は、全体で最大50億ドルの融資しか認めておらず、その際割当枠の引き出しには、たいへん厳しい融資条件（コンディショナリティ）が附帯されたのであった⁽²⁷⁾。

さてこうした資金供給システムは、現実にはどのような意味をもったであろうか。当該システムの下で各国は、従来のような金・外貨の枯渇や為替相場への圧力を懸念することなく、割当枠内までは恒常的に国際収支赤字をもつことが可能となった。その際重要であったのは、戦後最大の国際収支赤字国として予想された国がイギリスであったことである。なぜならすでにみたようにイギリスは、国家破産を引き起こしかねない巨額の国際債務＝スターリング残高を抱えていたからである。他方で、バンコール残高を蓄積する国際収支黒字国は間違いなくアメリカであった。すなわち清算同盟案にケインズが託した最大の目的の一つは、最大債権国アメリカが獲得した巨額の資金を、アメリカがいたずらに保有することなく、これらを積極的に債務国へ有効的に振り向ける国際的な資金再分配システムを構築することにあったのである。清算同盟への「入場券の大部分は、アメリカ人が支払わなければならなくなるであろう」⁽²⁸⁾。そしてこうした再分配論という理論の下でケインズは、過度の「ドル不足」と債務危機の可能性をもつイギリス経済を、巧みに救済する制度的基盤を創り出そうとしたのであった。

のことと関連した第三の特徴は、清算同盟構想が、債権国責任論を根底にもっていたことである。これは、国際経済の不安定要因とそれを除去するための改善的努力を、債務国ではなくむしろ債権国に、積極的に求めよう

とするものであった。具体的制度としては、「マイナスの金利」 negative interest と呼ばれるシステムと、通貨切上げに関する規定が設けられている。

「マイナスの金利」とは、一定水準を超えたバンコール預金＝貸し方残高に対して、一定の利子を徴収するものである。すなわちそれは、国際的ルールとして定められた額以上の収入を稼いだ国は、その超過額に対して、ペナルティ＝罰金が課せられることを意味していた。特に当初は、1年平均の貸し方残高が、その国の引出し枠の $1/4$ を超えた場合 5% の課徴金が、また $1/2$ を超えた場合にはさらに 5% の課徴金が賦課されることになっていた（最終的には、 $1/4$ 超過に対しては 1%、 $1/2$ 超過に対しては 2% へと変更された）。このような規定の下で債権国は、自国の黒字削減のため、内需拡大に基づく（＝輸出拡大を伴わない）輸入拡大が要請されることになる。そしてこの「マイナスの金利」制度と並んで導入されたのが、通貨切上げ規定である。これは、国際収支黒字国が、引出し枠の $1/4$ を上回る貸し方残高を 1 年以上にわたって維持した場合には、その国の為替相場を 5% の範囲内で切上げることを要請するものであった。そしてまた、引出し枠の $1/2$ を上回る黒字残高を維持した場合には、為替相場を 5 ~ 10% の範囲内で切上げることが求められた（最終提案においては、こうした具体的数字は削除され、 $1/2$ を上回る黒字国に対してのみ、通貨切上げが要請されることになった）⁽²⁹⁾。こうした通貨切上げは、黒字国の輸出減退と輸入拡大を図り、国際経済全体の富の再分配を目指したものであった。1930年代の通貨切下げ戦争にみられたように、通貨切上げは「債権国にその自由が委ねられた場合には非常にまれにしか実施されることのない」国家政策であり⁽³⁰⁾、それ故清算同盟は、こうした黒字国の通貨切上げを国際的ルールの下で実行しようとしたのである。

これら両制度はともに、赤字国ではなく国際収支黒字国に対して、黒字削減へ向けての調整圧力を課すものであり、国際経済不均衡の調整負担を債務国から債権国へ転化しようとするものであった。明かにその政策的意義は以下のことにある。すなわちそれは、最大債権国アメリカが保護主義的・輸出第一主義的な対外経済政策を実施することを国際的に抑止する、制度的ルールを確立することにあった⁽³¹⁾。そしてアメリカの単独主義 unilateralism を抑

止するこうしたルールの下で、最大債務国として本来イギリスが背負うはずの調整負担を、最大債権国アメリカに転嫁していこうとしたのである。

このようにケインズの国際清算同盟構想は、債権国の富を債務国へ長期安定的に還元する、国際的資金循環システムの構築を目指していたといえるが、それはまた、圧倒的経済力をもって戦後立ち現れてくるであろうアメリカの富を、スターリング残高という重債務を抱えるイギリスへ、国際的ルールの下で再分配しようとするものでもあったのである。しかし、資本移動の自由と対立する為替管理システムや、国際機関がアメリカの黒字収支の大幅調整や再分配を命令する国際清算同盟案は、容易にアメリカ政府が受入れるものではなかった。実際ブレトンウッズ会議によって最終的に成立した国際組織は、このようなケインズ案ではなく、アメリカ財務省の構想する国際通貨基金であったのである。それでは、ブレトンウッズ会議において最終的に国際清算同盟構想が葬り去られた後、イギリスは、スターリング残高問題を解決するために、いかなる新たな戦略を打出したのであろうか。最後にこの問題を検討してみよう。

IV 英米金融協定への道

ブレトンウッズ会議以降スターリング残高問題をめぐっては、基本的に二つの政策路線が存在したと言ってよい。一つはケインズが構築した路線であり、もう一つは、イングランド銀行を中心となって進めようとした路線である。前者は、アメリカからの一定の援助を基礎にして、スターリング残高問題を包括的に処理しようとするものであり、後者はむしろ、既存のスターリング・ブロックを維持・強化することによって問題を克服していこうとするものであった。最終的には、ケインズ的解決策に基づいて解決が試みられ、1945年12月に英米金融協定として結実することになるが、ここでは1945年4月にケインズが作成した覚え書『第三段階における対外金融政策』を史料として取上げ、この二つの路線の具体的な内容を検討してみたいと思う⁽³⁾。この覚え書は、後の英米金融協定交渉におけるイギリス側の政策的基礎となった重要な文書であり、その中でケインズは、アメリカからの金融援助によるスターリング残高問題の解決と、援助獲得のために、アメリカの要求する多角

的貿易・決済システムの段階的受入れを主張している。

まず当該問題の解決に当たってケインズは、三つの政策的選択肢が存在することを指摘する。それが、「飢餓の底」 Starvation Corner、「誘惑」 Temptation、そして「公正」 Justice という、いささか文学的名称をもった選択肢である。まず「飢餓の底」についてであるが、これは明確に、イギリス銀行を中心とした政策路線を比喩的に表したものである。当初ケインズは、「欠乏経済」 Austerity という名称を使っていたが、この政策は、アメリカへの金融的依存を拒否し、むしろスターリング・ブロックの維持・強化によって残高問題を自力で解決しようとするものであった。ケインズにとってこうした選択肢は、戦時期以上に厳しい配給制や貿易統制を含む「ろう城経済」 siege economy へ突き進むものに他ならなかった。ケインズの見積もりによれば、戦後初期におけるイギリスの国際収支は、たいへんな不均衡状態に陥る可能性をもっていた。輸出減退による貿易赤字や海外投資収益の著しい減少が生じるのは必至であり、戦後しばらくの間は、毎年 2.5 億ポンド（10億ドル）以下に国際収支赤字を抑えることは不可能のようにおもわれた。その上さらに、スターリング諸国によって短期負債＝スターリング残高の返済が求められるような事態になれば、イギリスは徹底的な輸入削減を行わなければならないだろう。戦争からの復興期においてこうした極度の「欠乏経済」を維持することは、イギリスを「飢餓の底」に陥れるものに他ならない。それは間違いなく、国内の深刻な政治的・社会的混乱を引き起こすであろう。また、植民地の復興・開発や帝国諸国の再建に必要な資本輸出も抑制されねばならず、このことはイギリスがもつ金融的紐帶を緩め、むしろスターリング・ブロックに対するイギリスの求心力を弱めることになるであろう。さらに戦後スターリング諸国は、戦前と異なり対米黒字国から対米赤字国に転換する可能性が強く、ドル・ポール自体が縮小・枯渇化へ向う傾向をもっている。こうした中でスターリング諸国は、これまでの如くイギリスの管理に従順ではありえず、必ずやスターリング残高の返済とドル・ポールからの一層のドル引出し権を要求してくることになるであろう。そしてこのような状況においては、アメリカとの通商関係やアメリカからの融資を犠牲にしてまで、スターリング・ブロックにとどまろうとする国は存在しないであろう。

従って「飢餓の底」の果てにあるものは、むしろスターリング・ブロックの内部崩壊なのであり、イギリスの国家破産と「二流国家」への転落に他ならないのであった。それは、ケインズが何としても回避したかった結末であり、それ故「飢餓の底」は、「狂気じみた自殺的な選択肢」以外の何ものでもなかつたのである⁽³³⁾。

次に「誘惑」であるが、これは、アメリカへの融資に全面的に依存する選択肢である。ケインズによれば、イギリスが完全に多角主義を実現するためには、80億ドル（20億ポンド）が必要であった。もしアメリカが、このような巨額の融資を用意した場合には、イギリスは、アメリカの望みを直ちに達成しようという、大胆な「誘惑」に駆立てられてしまうかもしれない。しかしここでケインズは、アメリカからの融資が巨額であればある程、それに伴つてアメリカの求める見返り条件も厳しさを増していくこと、特にドル・ブルの解体やポンドの交換性回復だけでなく、帝国特恵システムの廃止のような、通商上の譲歩も必ずや要求してくるであろうことを指摘する。その上また、イギリスにとって融通のきくスターリング債務を、イギリスの統制のきかない巨額のドル債務に完全にかえてしまうことは、重大な問題として認識されねばならなかった。すなわちケインズにとって「誘惑」とは、アメリカへの経済的金融的従属を不可避免的にもたらす、危険な選択肢に他ならなかつたのである⁽³⁴⁾。

最後に「公正」であるが、これは、アメリカからの一定の援助とスターリング残高の部分的帳消しを組み合わせた、最も望ましい「中庸之道」であった。この選択肢が「公正」と名づけられたのは、それがイギリスの負担した戦費を、スターリング地域とアメリカに対して、正当な根拠に基づき「公正」に再分配するものと認識されたからである。

最初にケインズは、終戦時におけるスターリング残高総額を、最低で約30億ポンド（120億ドル）と見積もった。そしてこの金額をベースにして、アメリカ及びスターリング地域に対し、「公正」な戦争貢献を求めることになる。まずアメリカに対しては、二つの資金援助、すなわち7億5,000万ポンド（30億ドル）の「週及的武器貸与」Retrospective Lend-Leaseと、12億5,000万ポンド（50億ドル）の低利子（1%）融資が要請された。「週及的武器貸

与」とは、アメリカ参戦以前にアメリカのためにイギリスが行った共同防衛支出の代価であり、実際には、アメリカによるイギリスへの無償贈与を意味していた。これら二つの援助の合計は80億ドルであり、「誘惑」で想定された融資額に合致するものである。ただし「公正」の場合、「誘惑」とは異なり、30億ドルが返済義務のない贈与であることが重要な点である^[35]。

他方スターリング地域に対しては、アメリカの援助を基準に、二つの金融的支援が要請された。一つは、アメリカの「遡及的武器貸与」とほぼ同額の、8億8,000万ポンド（35億ドル、スターリング残高全体の約1/4に相当）の債務帳消しである。その際帳消しの根拠としては、スターリング残高として蓄積されたイギリスの債務が、実際にはスターリング地域全体の共同防衛費であったことが主張された。そして第二に、15億ポンド（60億ドル、残高全体の1/2に相当）のスターリング残高の長期借換え（40年償還）が要請された。これも実際には、アメリカの融資額に対応するものである^[36]。

こうした金融支援に対しケインズは、その見返りとして次のような譲歩を提案する。まずアメリカに対しては、戦争終了1年後に経常取引に関するポンドの交換性を回復し、ドル・ブル制の漸次の解消を約束すること。またスターリング地域に対しては、こうした経常収入資産の交換性回復とともに、戦時中に蓄積されたスターリング残高についても、7億5,000万ポンド（30億ドル）を自由化し、金やドルへの兌換を認めていくこと。このドル・ブル解除額は、スターリング残高の帳消し額にほぼ匹敵していた（国別の具体的な内容については、表2を参照）^[37]。

以上のような戦費再分配の結果、帳消し額や「遡及的武器貸与」援助額を差し引くならば、実質的にスターリング残高として残されるのは、長期債務化された15億ポンド（60億ドル）のみとなるであろう。仮に年2.5億ポンド（10億ドル）の国際取支赤字を想定したとしても、アメリカからの50億ドルの低利子融資を加味すれば、戦後イギリスは充分にやっていくことができる、これがケインズの考えであった。このように「公正」プランとは、アメリカからの金融的独立（＝「飢餓の底」）と金融的従属（＝「誘惑」）との「中庸之道」を選択するものであり、それはまた、アメリカとスターリング地域から有利な金融的支援を引出しながら、同時に多角的貿易・決済システ

表2 ケインズのスターリング残高処理構想

(100万ポンド)

	1944年末の スターリング残高	終戦時の残高 見積り	残高処理案		
			自由化	借換え	帳消し
イ　ン　ド	1,004	1,500	250	750	500
エ　ジ　ブ　ト	356	500	80	250	170
パ　レ　ス　チ　ナ	107	130	25	70	35
イ　ラ　ク	69	80	15	25	40
オ　ー　ス　ト　ラ　リ　ア	122	150	50	50	50
ア　イ　ル　ラ　ン　ド	103	120	30	90	0
マ　ラ　ヤ　・　香　港	※	130	100	30	0
その他直轄植民地	410	520	200	235	85
計	2,171	3,130	750	1,500	880

※史料に数字が明記されていない

奥掲) 'Overseas Financial Policy in Stage III', 3 April 1945, T 247/49, PRO, pp.14-15 に掲載の表から作成

ムの受入れとスターリング・ブロックの解体を漸次的に推し進め、その過程でイギリスの戦後復興と再建を展望する構想であったと言えるだろう。

ケインズのこうした構想は、1945年7～8月の閣議において、おおむねその方向性が承認され、英米金融協定交渉のたたき台となっていく。ただしその際指摘しておきたいことは、ケインズ案と同時に、大蔵省のウィルフレッド・イーディ卿 Wilfrid Eady を中心にして、「第二プラン」が作成されたことである。その内容はまさに、ケインズが批判した「飢餓の底」という選択肢を提示するものであった。そこでは興味深い「公正」案批判が展開されている。すなわち第一にケインズ案は、30億ドルの「遡及的武器貸与」援助を前提としているが、これが獲得できない場合、計画全体が破綻してしまう可能性をもっていること。そして第二に、ケインズの戦後国際収支の展望はあまりにも楽観的であり、実際には1%の融資利子でもその年間負担はイギリスにとって多大なものであること、またそれ故、1年以内での交換性回復は時期尚早であり、2年後でもおそらく困難であろうこと。そして第三に、イギリス経済の真の回復のためには、アメリカのドル融資だけでは全く不充分

であり、むしろアメリカがその国内市場を開放し、大規模な輸入促進計画を実施することが不可欠の条件であること。こうした点をふまえ「第二プラン」は、「公正」が失敗した場合には、西欧（フランス、オランダ、ベルギー及びその植民地）をスターリング地域へ取り込み、むしろスターリング・ブロックを維持・強化すべきことを提案する⁽²⁸⁾。このようにイギリス側は、対米交渉に際し常に二段構えの戦略を用意していたのであり、もしアメリカとの融資交渉が失敗した場合には、再びスターリング・ブロックという路線へ回帰して行く可能性をもっていたのであった。そして実際にケインズの見通しは、その後大きく崩れていいくことになる。

V 結びにかえて

それでは最後に、もう一度論点を整理して本稿の結びとしたい。

まず第一に、戦時期のスターリング・ブロックとは、イギリスが、強固な為替管理システムを基礎に、帝国・連邦諸国から戦争遂行のための物質的・金融的「貢献」を有効に引出す、巧みな経済システムであったと言えるだろう。しかしそれ故に当該期のスターリング・ブロックは、アメリカの戦後ビジョン、すなわち統制経済の排除と市場メカニズムに基づいた「オープン・エコノミー」の実現にとって、最大の障害として位置づけられることになったのである。特に多角的自由貿易体制の構築にとって、ドル・ブルル制の解体とポンドの交換性回復は（＝スターリング残高の解除は）、最大の課題として認識されることになった。

第二に、ケインズの国際清算同盟構想は、国際的な富の再分配論と債権国責任論を理論的ベースに、圧倒的経済力をもったアメリカの経済的負担の下で、安定的資金供給システムに支えられた国際経済秩序の構築と、スターリング残高の漸次的解消を構想するものであったと言える。こうしたケインズの構想は、実現はされなかったものの、しかしアメリカのIMF・世界銀行構想に対して、債務国に対するセイフティ・ネット条項の挿入という点で、重要な役割を果たすことになる。

そして第三に、清算同盟構想が挫折した後、ケインズが最終的に選択した戦後構想は、アメリカからの金融的独立と従属という両極端を避け、「中庸

の道」によってスターリング残高問題を解決し、多角的自由貿易体制の枠組みの中でイギリス経済の再生を実現していくことであった。しかしその可能性と展望は常に、規模・条件の点でアメリカがどれだけ寛容な資金援助を提供しうるかにかかっていたのであり、それはまた、アメリカがブレトンウッズ体制によって、現実にどれだけ長期安定的なドル資金循環構造を作り出せるかに依存していたのである。そもそもしこうしたメカニズムを作り出せない場合には、イギリスは再び、スターリング・ブロックへ回帰する可能性を常に有していたのであった。実際、英米金融協定締結の後、1947年にイギリスの国際収支およびポンド危機が深刻な形で現れると、こうした路線が再び姿を現すことになる。イギリス経済の安定化を導く世界経済の復興は、最終的にはマーシャル・プランという、新たなアメリカの政策的展開を待たなければならないのである。

註

- (1) 第一次大戦における、「多角的貿易・決済構造」を基礎とした「ポンド体制」の特質については、吉岡昭彦『インドとイギリス』岩波書店、1975年、桑原莞爾・井上巽・伊藤昌太編『イギリス資本主義と帝国主義世界』九州大学出版会、1990年、吉岡昭彦『帝国主義と国際通貨体制』名古屋大学出版会、1999年、桑原莞爾『イギリス関税改革運動の史的分析』九州大学出版会、1999年、を参照されたい。
- (2) ロイ・ハロッド『ポンド・スターリング』東京銀行調査部訳、実業之日本社、1953年、21頁。
- (3) この点に関しては、拙稿「英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（1922-1925年）上・下」「文学部論叢」(熊本大学文学会・歴史学篇)第69号、第73号、2000年、2001年を参照。
- (4) ハロッドは、当該期におけるスターリング地域の指標として、次の三点を挙げている。①中央銀行の通貨準備の全部または一部が、ロンドンにおいてポンド残高として保有されていること、②ポンド建てで対外貿易が行われていること、③自国通貨を金やドルではなく、ポンドとの関係において安定化させていること。ハロッド、同上、20-21頁。
- (5) アメリカ経済協力局遠英特別使節団『スターリング地域』後藤馨之助(経済審議庁調査課長)、小島慶三(通産省官房調査課長)、佐竹浩(大蔵省官房調査課長)訳、時事通信社、1951年、20-21頁；鳥崎久弥「ポンド残高の史的変遷」東京銀行調査部『東京銀行月報』第29巻第11号、1977年11月所収、37-39頁。
- (6) アメリカ経済協力局遠英特別使節団、前掲書、21頁。ただしインド、セイロン、ビルマ等の属領や植民地は、強制的にポンド圏に編入された(同上21頁)。
- (7) 帝国特惠關稅制度については、さしあたり、大島清編『世界經濟論』勧業書房、1965年、第2編第1章第1節「英帝国ブロック」を、またアルゼンチン及び北欧諸国との通商協定については、山本和人『戦後世界貿易秩序の形成』ミネルヴァ書房、1999年、第1部第1章「北欧およびラテン・アメリカに対する貿易政策」を参照されたい。
- (8) 山本栄治『基軸通貨の交替とドル』有斐閣、1988年、第4章「1936年三国通貨協定とドル」

を参照されたい。

(9) 同上、127-129頁。

(10) 互恵通商政策に対する筆者の考えは、拙稿「ニューディール期アメリカ互恵通商政策構想—アメリカの世界経済秩序形成に関する一考察—」『アメリカ経済史研究』創刊号、2002年（以下「互恵通商政策構想」と略記）にまとめられている。

(11) 債務回収に対する議会の強固な態度については、拙稿「互恵通商政策構想」、42頁を参照。

(12) 山本栄治、前掲書、129-130頁。またキンドルバーガーの国際経済安定化論については、C・P・キンドルバーガー『大不況下の世界 1929-1939』石崎昭彦・木村一朗訳、東京大学出版会、1982年、第14章「1929年不況についての一つの説明」を参照されたい。

本稿では、アメリカ政府が、1930年代のスターリング・ブロックに対して、ドイツの広域経済圏よりも開かれたブロックというイメージをもっていたことに力点を置いたが、この「開放性」に関して、むしろスターリング地域と世界市場との構造的連関から、すなわち、1930年代におけるスターリング地域全体の対米貿易黒字獲得能力に着目し、そこから当該通貨圏の域外依存性と開放的性格を強調した近年の研究として、米倉茂『英國為替政策』御茶の水書房、2000年がある。特に第14章「ポンド安定の鍵を探るロンドン残高」を参照されたい。

1930年代のスターリング・ブロックをめぐる論点の一つは、その政策主体に関するものである。特に本邦においては、ジェントルマン資本主義論の影響の下で、従来のような輸出工業利害に代わって、債務回収を目的とする金融利害の一貫した政策的規定性が強調されている。例えば、秋田茂・龍谷直人編『1930年代のアジア国際秩序』渋水社、2001年は、スターリング・ブロックの開放性とともに、こうした金融利害の規定性を主張している。ただし筆者は、1930年代という段階において、金融利害一辺倒の説明によって、スターリング・ブロックを評価する見解に対しては、再検討の必要性を感じている。この問題に関しては、具体的な政策構想と政策過程の分析がまたれるが、例えば、複合的な利害関係の在り方を示唆するものとして、山本和人、前掲書、第1部第1章、および、大島清、前掲書、第2編第2章第1節、第3章第1節を参照されたい。

(13) 拙稿「互恵通商政策構想」、35-39頁を参照。

(14) 島崎久弥、前掲論文、41頁。

(15) 東京銀行調査部「スターリング地域のドル・ブル制」『東京銀行月報』第7巻第1号、1955年、42頁。

(16) ハロッド、前掲書、28頁。

(17) 東京銀行調査部、前掲論文、43-44頁、島崎久弥、前掲論文、42頁。

(18) アメリカ経済協力局遠英特別使節団、前掲書、22頁。

(19) 同上、23頁。

(20) 同上、107-110頁。この「特別勘定」のうち、1941年には、13カ国を一つのグループとして扱う「中米勘定」が設定され、このグループ内ではスターリング残高の振替えが許可された。同上、110頁。

(21) R.S.Sayers, *Financial Policy, 1939-45*, London, 1956, pp.258-259.

(22) L.S.Pressnell, *External Economic Policy since the War*, London, 1986, p.217：アメリカ経済協力局遠英特別使節団、前掲書、23頁。

(23) ケインズの国際清算同盟構想の評価については、岩本武和『ケインズと世界経済』岩波書店、1999年、第7章「ケインズ案の形成過程とIMF協定」（以下、岩本『ケインズ案』と略記）を参照されたい。筆者はこの論考から、ケインズ案に関してないへん多くを学ぶことができた。

(24) 1941年4月25日付、F.T.アシュトン・ゴートキン宛書信（『ケインズ全集25 戦後世界の形成—清算同盟』村野孝訳、東洋経済新報社、1992年、19-23頁所収）、「戦後の通貨政策」（1941年

9月8日) I及びII(同書、25-37頁所収)、「国際通貨同盟の提案」(1941年9月8日) A・I(同書、37-44頁所収)、「国際通貨同盟の提案」(1941年11月18日) IV及び付録A(同書、46-71頁所収)、「国際通貨同盟の提案」(1941年12月15日) V(同書、75-100頁所収)、「国際通貨(あるいは清算)同盟案」(1942年1月24日) B及びJ(同書、117-147頁所収)、「国際清算同盟の提案」(1942年8月28日) I及びVI(同書、182-207頁所収)(以下、文書名のみを記す)。

(25)「戦後の通貨政策」35頁。

(26) 岩本「ケインズ案」229-231、234-236頁。また、加盟国の単位についてケインズは、当初、「加盟国は単独の単位よりは、少なくとも何らかの点で国家グループの一員であることが望ましい」として、清算同盟内における「スターリング地域」の存続を展望していた。「国際通貨同盟の提案」(1941年11月18日) 61頁。

(27) 岩本「ケインズ案」232-233頁、「国際通貨同盟の提案」(1941年12月15日) III、「国際通貨同盟の提案」(1942年1月24日) C、「国際清算同盟の提案」I、II及びIII。

(28) D・H・ロバートソンからの1941年11月27日付書信、「ケインズ全集25」72頁所収。

(29) 岩本「ケインズ案」240-242頁、「戦後の通貨政策」III、「国際通貨同盟の提案」(1941年9月8日) B・I及びC・I、「国際通貨同盟の提案」(1941年11月18日) III、IV、付録B・4及びB・5、「国際通貨(あるいは清算)同盟案」D、「国際清算同盟の提案」II。

ケインズの「マイナスの金利」というアイデアは、シルビオ・ゲゼルの自由貨幣論を基礎にしていたように思われる。現代の地域通貨論の原点ともいえるゲゼルの経済思想については、河邑厚徳+グループ現代「エンデの遺言」NHK出版、2000年、第3章「忘れられた思想家シルビオ・ゲゼル」を是非とも参照されたい。

(30)「国際通貨同盟の提案」(1941年11月18日) 54頁。

(31) 岩本「ケインズ案」247頁。

(32) 'Overseas Financial Policy in Stage III,' 3 April 1945, T247/49, PRO. 「第三段階」とは、日本降伏後の時期を意味している。ケインズは、イギリスが「第三段階」において選択すべき対外経済政策を提示するため、1945年3月18日に最初の覚え書を作成した。ここで用いた4月3日付の覚え書は、この3月の覚え書を若干修正したものであり、その後5月にこの文書は、大蔵大臣によって正式に戦時内閣に提出されることになった。L.S.Pressnell, *op.cit.*, pp.236-238. ケインズの「第三段階における対外金融政策」を分析した先行研究として、岩本武和、前掲書、第九章、295-300頁がある。

(33) 'Overseas Financial Policy in Stage III,' I, II, III; L.S.Pressnell, *op.cit.*, pp.238-239.

(34) 'Overseas Financial Policy in Stage III,' IV; L.S.Pressnell, *op.cit.*, p.239.

(35) 'Overseas Financial Policy in Stage III,' V; L.S.Pressnell, *op.cit.*, pp.239-240; 'Financial Policy in Stage III,' II, 25 June 1945, T236/437, PRO.

(36) 'Overseas Financial Policy in Stage III,' V; L.S.Pressnell, *op.cit.*, pp.239-240; 'Financial Policy in Stage III,' II.

(37) 'Overseas Financial Policy in Stage III,' V; L.S.Pressnell, *op.cit.*, pp.239-240; 'Financial Policy in Stage III,' II.

(38) 'Financial Policy in Stage III,' IV, V, VI, VII.